

令和2年 議案第18号

令和2年度学校評議員の選任について
上記の議案を提出する。

令和2年6月18日提出

みよし市教育委員会
教育長 今瀬良江

説 明

この案を提出するのは、学校評議員を選任する必要があるからである。

令和2年度 学校評議員名簿

中部小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	長山 家久	男	元 教育委員会委員長	
2	柴田 秋雄	男	三好上行政区長	
3	柘植 久子	女	わかば保育園長	
4	山本 俊輔	男	三好中学校教頭	
5	新美 慶和	男	PTA会長	

北部小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	鈴木 淳	男	元 みよし市副市長	
2	前川 和彦	男	前 筋生区長	
3	青木 公男	男	民生児童委員	
4	大島 尚子	女	帰西寺	
5	今井 敦子	女	城山保育園長	

南部小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	加藤 俊直	男	元 みよし市教育委員会委員長 浄久寺	
2	小野田 加代子	女	元 PTA母親代表	
3	深谷 良雄	男	元 明知上行政区長	
4	増岡 万里子	女	青少年補導員	
5	渡辺 三奈	女	おはなし会みなみ ボランティア	
6	鈴木 真弓	女	打越保育園長	

天王小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	久野 美知子	女	元 教員	
2	伊藤 慎悟	男	元 PTA会長	
3	檜山 智子	女	元 PTA副会長	
4	澤田 百合子	女	天王保育園長	
5	江口 修	男	元 天王小学校長	

三吉小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	松浦 義昭	男	福田行政区長(行政区代表)	
2	小嶋 博見	男	三好下防犯パトロール隊長	
3	加藤 満之	男	西一色防犯パトロール隊長	
4	松浦 喜七	男	福田防犯パトロール隊長	
5	土屋 康子	女	児童クラブ主任指導員	
6	小嶋 伊志恵	女	すみれ保育園長(保育園長代表)	
7	松本 視晴	男	三好下児童厚生員(児童厚生員代表)	

三好丘小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	石川 育生	男	民生児童委員	
2	寺嶋 敏勝	男	青少年補導員	
3	村上 芳枝	女	学校法人鈴木学園統括園長	
4	鬼頭 恵子	女	三好丘児童クラブ主任	
5	柳田 竜二	男	PTA会長	

緑丘小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	田中 朋子	女	三好丘桜行政区長	
2	白石 黄識	男	ひばりヶ丘行政区長	
3	三ツ本 隆	男	三好丘緑行政区長	
4	榊原 禎郎	男	元 名古屋市立学校長	
5	佐堀 守秀	男	元 みよし市教育委員会委員長	
6	山尾 真喜子	女	H29 PTA母親代表	
7	近藤 員子	女	H30 PTA母親代表	

黒笹小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	小島 茂	男	元 青少年補導員	
2	鈴木 久枝	女	黒笹保育園長	
3	山本 和矢	男	会社員	
4	大門 樹久世	女	学校支援ボランティア、公益財団法人職員	
5	川上 治美	女	青少年補導員	
6	芹川 友紀	女	会社員	

三好中学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	富樫 佐智子	女	元 教育委員会委員長 市文化協会会長	
2	大島 秀幸	男	民生児童委員	
3	柘植 久子	女	わかば保育園長	
4	久野 光孝	男	元 PTA会長	
5	竹川 圭一	男	三吉小学校PTA副会長	

北中学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	廣田 修二	男	東海学園大学 参与	
2	今井 敦子	女	城山保育園長	
3	野澤 雄二	男	元 PTA会長	
4	伊豆原 誠	男	蒔生行政区長	
5	三ツ本 隆	男	三好丘緑行政区区長	
6	福谷 晃秋	男	元 PTA会長	

南中学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	山田 淳子	女	県立三好特別支援学校教頭	
2	水野 紀美	女	明知保育園長	
3	徳田 康友	男	前 天王小PTA会長	
4	田内 雅彦	男	前 PTA会長	
5	木戸 伸幸	男	打越行政区長(校区代表)	

三好丘中学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	酒井 直樹	男	元 PTA会長	
2	鳥羽 富士夫	男	三好丘あおば行政区長	
3	村上 芳枝	女	学校法人鈴木学園統括園長	
4	古田 みどり	女	元 みよし市教育委員会教育長職務代理者	
5	中山 弘之	男	愛知教育大学教育学部 准教授	

みよし市立学校評議員制度実施要綱

みよし市教育委員会

(趣旨)

第1条 少子高齢化、国際化などの進展や地方分権の推進に伴い、教育の分野においても、時代の変化に対応し得る改革が強く求められている。とりわけ学校教育では、地域の教育の力を生かし、地域に開かれた特色ある教育を推進した学校運営が求められている。

学校が推し進めようとする教育活動が、地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校をより開かれたものにする必要がある。

そのために、各学校が保護者や地域住民などの意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況などを周知するなど、学校としての説明責任を果たしていくことが重要である。

みよし市教育委員会は、こうした地域全体から学校及び校長への支援体制をつくるため、学校評議員の設置を実施する。

(学校評議員の任務及び義務)

第2条 学校評議員は校長の求めに応じ、学校の経営方針や教育活動の実施、学校と地域社会との連携の進め方などについて、幅広い視点から学校への意見・助言を述べたり協力したりする。ただし、個々の教員の教育活動、人事異動などプライバシーに関すること、及び学校予算など、学校経営について意思決定を行ったり、答申や建議を行ったりするものではなく、その他教育の中立性を侵すものは除くこととする。

2 学校評議員は、学校で知り得た事項について守秘義務を有する。

(学校評議員の委嘱等)

第3条 学校評議員は、学校や地域の実情において、次に挙げるものの中から校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

(1) 地域の有識者

(2) その他校長が必要と認めるもの

(学校評議員の人数)

第4条 学校評議員の人数は、学校や地域の実情などを踏まえて、校長が決定する。

(学校評議員の任期)

第5条 学校評議員の任期は、原則として1年とするが、再任は妨げない。ただし、同一人物が長期にわたって就任することがないように配慮する。

(学校評議員との意見交換)

第6条 校長は学校評議員が一堂に会し意見を述べる機会(学校評議員会)を設定する。

- 2 校長は、必要に応じて個々の学校評議員の意見を求めることができる。
- 3 相談に回数や時期は、学校の実情に応じて校長が決定する。
- 4 相談を行う場合には、校長が指名する教職員が出席することができる。

(事務)

第7条 学校評議員に関する事務は、校務分掌上に位置づけるものとする。

(報告)

第8条 校長は、次の各号に示す内容をみよし市教育委員会に報告する。

- (1) 学校評議員名簿(様式1)
- (2) 学校評議員設置計画について(様式2)
- (3) 学校評議員設置の成果と反省について(様式3)

附 則

この実施要綱は、平成15年5月21日より施行する。

平成22年1月4日より施行する。